

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 28.11.18 第 192 回国会第 7 号

11 月 18 日（金）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案（丹羽秀樹君外 8 名提出、第 190 回国会衆法第 34 号）

- ・松野文部科学大臣、三木財務大臣政務官及び政府参考人並びに提出者河村建夫君（自民）、青山周平君（自民）、笠浩史君（民進）、富田茂之君（公明）及び伊東信久君（維新）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・畑野君枝君（共産）、吉川元君（社民）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民進、公明、維新 反対一共産、社民）
- ・山本ともひろ君外 3 名（自民、民進、公明、維新）から提出された附帯決議案について、山本ともひろ君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、民進、公明、共産、維新、社民）

（質疑者及び主な質疑内容）

馳 浩君（自民）

- ・本法律案に規定されている「不登校児童生徒」の定義（第 2 条第 3 号）について、不登校の要因が児童生徒の側にあると解釈されるきらいがあるが、要因は、教職員の言動、学校の管理体質など様々であるということをも文部科学省に確認したい。
- ・本法律案の基本理念として、「全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること」（第 3 条第 1 号）が規定されていることから、成立後、国は大きな責任を負うことになるかと考えるが、学校の体制・環境整備に取り組む松野大臣の決意を伺いたい。

吉田 宣弘君（公明）

- ・近年増加傾向にある不登校児童生徒に対する支援が行われているにもかかわらず、学校に行けない児童生徒がいるというのが現実であり、本法律案は立法府の努力の結晶であると認識しているが、改めて本法律案の意義について、法律案提出者に伺いたい。
- ・本法律案において、就学の機会の提供等（第 14 条）が規定されており、成立後、現在 8 都府県 31 校に留まっている夜間中学の設置の促進が期待されることについて、法律案提出者の見解を伺いたい。

寺田 学君（民進）

- ・いじめなどにより自殺を考えるほど学校に行くことが

辛い場合は、児童生徒の人生の無限の可能性を第一に考え、一時期学校に行かなくても良いと考えるが、松野大臣の見解を伺いたい。

- ・本法律案は不登校児童生徒を定義することにより不登校児童生徒が差別されるのではないかと危惧する声もあるが、教育の多様な機会の確保のための大きな一歩であるとする。本法律案の立法趣旨について、法律案提出者に伺いたい。

畑野君枝君（共産）

- ・不登校の子供にとってまず第 1 に必要なのは、教育機会の提供よりも命の確保であるとするが、法律案提出者の見解を伺いたい。
- ・本法律案により、不登校の子供やその保護者を逆に追い詰める懸念があるとするが、法律案提出者の見解を伺いたい。
- ・不登校児童生徒の減少を数値目標として掲げることは、不登校の子供の存在を否定することとなって、逆に不適切であるとするが、法律案提出者及び松野大臣の見解を伺いたい。

吉田 豊史君（維新）

- ・子供を不登校にさせないための方策を学校に指導する必要があるとするが、この点について法律案ではどのように規定されているか、法律案提出者に伺いたい。
- ・保護者には就学義務があるが、子供が学校を休むこと

も場合によっては必要であるという認識が全国共通なものとなるように周知する必要があると考えるが、この点について法律案ではどのように規定されているか、法律案提出者に伺いたい。

吉川 元君（社民）

- ・不登校は特殊な事例ではないため、不登校児童生徒だけを対象として学校における環境整備についての規定（第3条第3号）を設ける必要はないと考えるが、法律案提出者の見解を伺いたい。
- ・本年7月に文部科学省の不登校に関する調査研究協力者会議が公表した「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」では、不登校児童生徒の情報を共有する範囲に警察が含まれているが、その理由について文部科学省に伺いたい。